

## 会社法改正に伴う建設業施行規則・経営事項審査の修正について

建設業者が作成すべき各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書等）については、建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）で規定されており、その内容は商法、商法施行規則、企業会計原則等に準拠して定められているところ。

今般、平成18年5月1日に会社法（平成17年法律第86号）及び会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号）が施行されたことに伴い、株式会社が作成すべき各事業年度に係る計算書類について、変更が発生することになる。

これに伴い、建設業法施行規則についても所要の改正を行う必要があり、会社法施行後の会計指針等が明らかになり次第、速やかに改正を行う予定。また、併せて、経営事項審査の評価項目についても、所要の改正を行うもの。

### 1. 建設業法施行規則の主な改正点

#### (1) 貸借対照表の「資本の部」を「純資産の部」に変更

従来の「資本の部」を「純資産の部」に変更し、「純資産の部」を株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式）、評価・換算差額等（その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金）及び新株予約権に区分する。

#### (2) 計算書類の「利益処分案」を廃止

剰余金の配当、役員賞与など、旧商法では利益処分案として株主総会で決議されてきた項目が、会社法ではそれぞれ個別議案として承認を受けることになるため、「利益処分案」の様式を廃止する。

#### (3) 計算書類に「株主資本等変動計算書」を新設

事業年度中における純資産の部の変動内容を報告する計算書類として、新たに「株主資本等変動計算書」を新設する。

### 2. 経営事項審査の評価項目の修正点

#### (1) 自己資本の定義の修正

X2項目の自己資本額及びY項目の自己資本比率等の指標で評価対象としている「自己資本」の定義について、上記1(1)の通り「資本の部」が「純資産の部」に変更されることに伴い、所要の修正を行う。

#### (2) キャッシュ・フローの定義の修正

Y項目で評価対象としているキャッシュ・フローの定義について、従来は「利益処分案」の株主配当金及び役員賞与金の額を反映させていたが、上記1(2)の通り「利益処分案」が廃止されることに伴い、所要の改正を行う。